

議案第 1 4 号

清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 2 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「33,600円」を「34,200円」に改め、同項第2号及び同項第3号中「50,400円」を「51,300円」に改め、同項第4号中「60,480円」を「61,560円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「80,640円」を「82,080円」に改め、同項第7号中「87,360円」を「88,920円」に改め、同項第8号中「100,800円」を「102,600円」に改め、同項第9号中「114,240円」を「116,280円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,160円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項中「20,160円」を「20,520円」に、「33,600円」を「34,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項中「20,160円」を「20,520円」に、「47,040円」を「47,880円」に改める。

附則第8条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項第1号の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の清水町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。